

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年12月14日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、次のとおり改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を戸籍証明書及び除籍証明書に改めること。
- (2) 電子証明書提供用識別符号の発行事務が追加されることに伴い、本市が徴収する手数料及びその額を定めること。
- (3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報に同情報を追加すること。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第7号中「その他の書類」の次に「又は電子化された届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「法務省令」を「戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「受理又は」を「受理、」に改め、「記載事項」の次に「又は電子化された届書等情報の内容」を加え、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 700円
（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に該当するとき又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求するときは、無料）

別表第2第1項第3号中「磁気ディスクをもって調製された除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 400円
（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に該当するとき又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求するときは、無料）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第68号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料</p> <p>(1) 戸籍の謄抄本又は<u>戸籍証明書</u>の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 400円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に該当するとき又は同一事項の戸籍の謄抄本若しくは戸籍証明書と同時に請求するときは、無料）</u></p> <p><u>(4) 除籍の謄抄本又は除籍証明書</u>の交付手数料 1通につき 750円</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 1件につき 700円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規</u></p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>1 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係手数料</p> <p>(1) 戸籍の謄抄本又は<u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 除籍の謄抄本又は磁気ディスクをもって調製された除籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき 750円</p> <p><u>(4) (略)</u></p>

定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に該当するとき又は同一事項の除籍の謄抄本若しくは除籍証明書と同時に請求するときは、無料)

(7) 届出若しくは申請の受理、届書その他の書類の記載事項又は電子化された届書等情報の内容の証明書交付手数料 1通につき 350円

(8) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第66条第2項で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料 1通につき 1,400円

(9) 届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(5) 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書交付手数料 1通につき 350円

(6) 法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書交付手数料 1通につき 1,400円

(7) 届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

1 条例改正の背景・経過

令和元年 5 月 31 日に「戸籍法の一部を改正する法律」が公布され、市民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍情報連携システムを構築し、5 年以内に施行することとされました。

このことを受け、令和 6 年 3 月 1 日に「戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）」の附則第 1 条第 5 号に掲げる規定が施行され、次に掲げるサービスを提供することが可能となります。

- (1) 今まで本籍地のみ限定されていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても可能となります（広域交付）。
- (2) 他の行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書を提供を可能とするための識別符号（戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号）の発行が始まります。
- (3) 届出等の書類をスキャンした画像情報（電子化された届書等情報）の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となります。

2 条例改正の目的

戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に準じて、秦野市手数料条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

3 改正の概要

戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）関係手数料（別表第 2 第 1 項関係）

- (1) 戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスクをもって調製された戸籍及び除籍に係る書面という表記を「戸籍証明書及び除籍証明書」に改め、広域交付に係る手数料は戸籍謄本等の交付手数料と同額（1 通につき戸籍は 450 円、除籍は 750 円）とします。
- (2) 電子証明書提供用識別符号に係る発行手数料を追加します。
 - ア 戸籍に係る発行手数料の額は、1 件につき 400 円

イ 除籍に係る発行手数料の額は、1件につき700円

ウ ア、イについては、マイナポータル（マイナンバーカード所有者利用サイト）を利用する場合及び戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料とします。

- (3) 戸籍の届書の画像を電子化し、届書等情報として作成できることに伴い、証明書の交付及び閲覧が可能なものとして同情報を追加し、その証明書の交付及び閲覧に係る手数料の額は、届書その他の書類の記載事項証明書等の交付及び閲覧と同額（交付は1通につき350円、閲覧は1件につき350円）とします。

4 施行期日

令和6年3月1日